

令和3年度入札・契約制度の抜本的改革について

○業者選定等の枠組みの見直し

1 格付け等級区分の見直し

土木一式工事は、A等級の上位にS等級を新設し5段階に、土木一式工事及び建築一式工事以外の27業種は、B等級とC等級を統合し3段階に、それぞれ再編すること

2 発注区分の見直し

各等級の対象工事の価格帯を固定（当該等級の他、直近下位等級への入札参加は可能）するとともに、特例として、土木一式工事（一般土木）では、直近上位等級の対象工事の入札に参加できる「チャレンジ枠」を設定すること

3 入札方式の見直し

指名競争入札の適用を、設計金額1億円未満の災害復旧工事に拡充すること

4 落札者の決定方法の見直し

簡易型総合評価落札方式（実績確認型）の対象をA等級対象工事に限定する他、設計金額1億円以上の災害復旧工事においては、「施工計画型」に代えて「実績確認型」を適用すること

5 入札参加要件において求める施工実績・従事経験の条件緩和等

原則として、施工実績・従事経験を入札参加要件では非設定とする一方、総合評価落札方式において評価すること

○総合評価落札方式の見直し

1 評価項目の見直し

(1) 「ISOマネジメントシステム等の取組み」の評価対象工事の見直し

適用範囲について、「施工計画型」に限定すること

(2) 「設備等施工体制」の配点等の見直し

- ① 鋼橋・PC橋・水門樋門工事等で工場製作を伴う場合及び作業船を用いる海上工事において、配点を引き上げること
- ② 所有するアスファルトフィニッシャの使用に加え、県内アスファルトプラントの有無（配点10点）を新たに評価すること
- ③ 「設備等施工体制」を、新たに「簡易実績型」においても評価すること

(3) 「継続学習（CPD）の取組み」に係る評価基準の見直し

「施工計画型」及び「実績確認型」において、評価基準（取得単位数）の上限を引き上げること

(4) 「地理的要件」の評価基準の見直し

土木一式工事のC等級対象工事（「簡易実績型」）において、評価基準に旧市町村単位を採用すること

(5) 「災害対応等の実績」の評価基準及び配点の見直し

土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事の場合の配点を引き上げるほか、評価基準に評価内容（応急対策業務等、災害ボランティア活動、訓練パトロール）のうち「いずれか2つの実績あり」の区分を追加すること

2 評価区分及び区分ごとの配点の見直し

(1) 評価項目「設備等施工体制」、「災害時の事業継続力」、「若手技術者の育成」及び「県内下請業者の活用」により構成する評価区分「技術力の継続的な確保」を新設すること

(2) 各評価区分の換算点を、次のとおり改めること

- ① 評価区分「企業の施工能力」と「配置予定技術者」の換算点をそれぞれ引き下げ、「技術力の継続的な確保」に割り振ること
- ② ただし、「施工計画型」については、評価区分「地理的要件」の換算点を引き下げ、「企業の施工能力」に割り振ること

【 諮 問 案 件 】

入札・契約制度の抜本的改革方針について

(現状・課題)

入札・契約制度については、透明性の確保と公平・公正な競争の促進を図りつつ、その時々^の建設業を取り巻く情勢等も踏まえ、工事の品質が確保されることを前提に、地元企業の受注機会の確保にも配慮しながら、より良い制度となるよう、これまでも制度改善に努めてきたところ。

現在の制度は、平成 19・20 年度に行った入札後審査型一般競争入札の対象拡大や、平成 18 年に試行導入しその後対象拡大を図った総合評価落札方式により、その枠組みが構成され、10 年以上が経過している。

この間、少子高齢化や景気低迷等の影響もあり、地域の建設業者数の減少や担い手の高齢化・減少が続く中、平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害では、地域の守り手としての建設業の重要性を再認識する一方、災害対応が可能な建設業者が不足し、早期の復旧・復興に支障を来すといった事態にも直面することとなった。

このため、県としても、将来発生が予想される南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に対応可能な建設業者をしっかりと確保していく必要があることを認識したところ。

一方、現在の県発注工事の入札状況を見ると、入札不調の割合は 1～2%程度で支障が生じる状況にはないが、1 者応札の割合は 2 割を超えて増加傾向にあるほか、一般競争入札において極端に応札者が少ない案件が相当数発生しており、また、応札業者・落札業者の固定化が見受けられる地域も散見され、競争性の低下が懸念される状況にある。

このため、更なる公平性の確保と競争性の向上や大規模災害に備えた建設業者の確保・減少防止に取り組み、適正な競争原理の下、地域の守り手である建設業者の維持・発展を図るとともに、頑張る建設業者を育成できるよう発注環境の整備に努める必要があると考えており、今回、格付けをはじめとする制度の枠組み、総合評価落札方式による評価など、入札・契約制度全般にわたり、あらゆる視点から抜本的に見直すこととした。

(制度改革の「4つの柱」)

- ① 更なる公平性の確保と競争性の向上
- ② 災害対応可能な建設業者の確保・減少防止
- ③ 業界の維持・発展
- ④ 頑張る建設業者の育成

入札・契約制度の抜本的改革方針

【目的】

適正な競争原理の下、地域の守り手である建設業界の維持・発展を図るとともに、頑張る建設業者を育成する。

【課題】

- ① 更なる公平性の確保と競争性の向上
- ② 災害対応可能な建設業者の確保・減少防止

【対策】

《更なる公平性の確保と競争性の向上》

- ・ 格付け等級区分の見直し
 - ※現在の全業種4段階から、土木一式は5段階に細分化、建築一式は4段階を維持、その他の業種は3段階に再編
- ・ 上位等級業者の少額工事への入札参加の制限
 - ※原則として当該等級と直近下位等級の対象工事のみ入札参加可能
- ・ 1億円以上の工事における県下全域での競争の促進
- ・ 格付けにおける完成工事高評価の縮減
- ・ 総合評価における企業実績評価の価格帯に応じた縮減
 - ※少額工事ほど企業の持ち点割合を縮減し、工事ごとの施工体制等を重視

《災害対応可能な建設業者の確保・減少防止》

- ・ 災害復旧工事における指名競争入札の対象拡大（3千万円未満⇒1億円未満）
- ・ 格付けにおける防災士や危険度判定士の新規評価

《業界の維持・発展》

- ・ 格付けにおける担い手確保等の取組みの新規評価
- ・ 総合評価における設備等施工体制の評価の充実
 - ※工場、作業船等の評価を引き上げ（5点⇒10点）
- 〔中小零細企業の受注確保〕
 - ・ 最下位等級の上限の引上げ（8百万円⇒1千万円）
 - ・ 少額工事の総合評価における地理的要件の重視
 - ※評価区分に目市町村単位を採用

《頑張る建設業者の育成》

- ・ 直近上位等級の対象工事に入札参加できるチャレンジ枠の設定
- ・ 入札参加要件において求める施工実績・従事経験の条件緩和（入札参加要件から総合評価へのシフト）
- ・ 少額工事の総合評価における企業実績評価の廃止
 - ※B等級以下は企業実績を評価しない簡易実績型を採用

具体的な制度改正案

1 業者選定等の枠組みの見直し

(1) 格付け等級区分の見直し

(現 状)

建設業許可 29 業種に対応する 29 の工事種類ごとに、4 段階の等級 (A・B・C・D) に区分

(改正案及び理由)

ア 土木一式工事

A 等級の上位に S 等級を新設し、5 段階 (S・A・B・C・D) の等級に区分

イ 建築一式工事

現行の 4 段階 (A・B・C・D) の等級区分を維持

ウ その他 (27 種類)

現行の B 等級と C 等級を統合し、3 段階 (A・B・C) の等級区分に再編

[理 由]

格付けは業者選定等の基礎となるところ、業者数や発注件数等を踏まえるとともに、建設業者の規模・能力に応じた区分設定を行うことにより、更なる公平性の確保と競争性の向上を図るため

《更なる公平性の確保と競争性の向上》

(2) 発注区分の見直し

(現 状)

格付け等級	工 事 種 類		
	土木一式工事	建築一式工事	その他
A	全工事	全工事	全工事
B	5,000万円未満	6,000万円未満	4,500万円未満
C	3,000万円未満	3,000万円未満	1,500万円未満
D	800万円未満	1,500万円未満	800万円未満

(改正案及び理由)

格付け等級	工 事 種 類		
	土木一式工事	建築一式工事	その他
S	1億円以上		
A	5,000万円以上 1億円未満	6,000万円以上	4,500万円以上
B	3,000万円以上 5,000万円未満	3,000万円以上 6,000万円未満	1,000万円以上 4,500万円未満
C	1,000万円以上 3,000万円未満	1,500万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満
D	1,000万円未満	1,500万円未満	

- 現在の格付け等級以下の全ての工事の入札に参加できる運用を改め、各等級の対象工事の価格帯を上表のとおり固定（当該等級及び直近下位の等級の対象工事の入札に参加可能）

[理由]

現在の運用では、下位等級業者は常に上位等級業者との競争にさらされており、経営体力の格差もあって受注機会の確保がより困難な状況にあることから、建設業者の規模・能力に応じた公平性の確保を図るため

《更なる公平性の確保と競争性の向上》

- 土木一式工事のD等級及びその他（27種類）のC等級の上限を800万円から1,000万円に引上げ（建築一式工事のD等級に係る上限額（1,500万円）は据え置き）

[理由]

小規模業者が上位等級への昇級を図る上で、工事成績評価対象工事（設計金額500万円以上）の受注実績が必要であるところ、これらの工事に係る受注機会の確保を図るため

《業界の維持・発展》

[上記に伴う他の変更点]

- ・ 指名競争入札の上限（入札後審査型一般競争入札の下限）を引上げ
- ・ 低入札価格調査制度の下限（最低制限価格制度の上限）の引上げ
- ・ 簡易型総合評価落札方式における簡易実績型の下限の引上げ

- 特例として、土木一式工事（一般土木）において、直近上位の等級の対象工事の入札に参加できる「チャレンジ枠」を設定（対象工事は、工種や現場条件等により総合的に判断し、技術的難易度が低い工事などから発注者が選定）

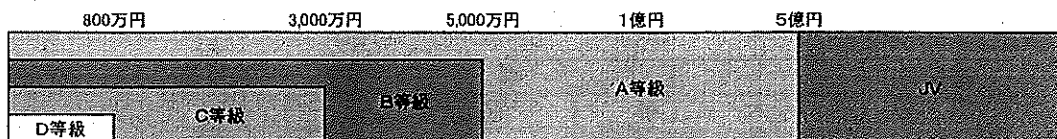
[理由]

「頑張る建設業者」が成長できる環境整備の一環として、より大規模な工事の受注機会の確保を図ることで、下位等級業者の上位等級への昇級意欲を高めるため

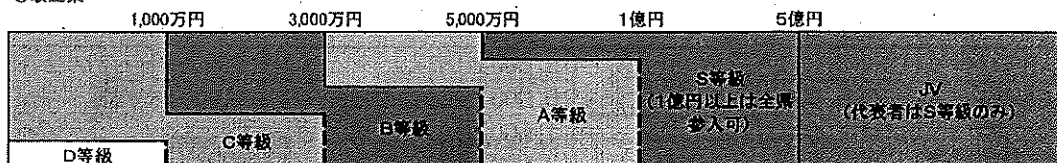
《頑張る建設業者の育成》

【土木一式工事の場合】

○現状



○改正案



※破線は、チャレンジ枠により直近上位の等級の対象工事の入札に参加できることを示す。

(3) 入札方式の見直し

(現 状)

入札方式	対 象
一般競争入札	予定価格23億円以上 (WTO対象)
入札後審査型 一般競争入札	設計金額800万円 (建築一式: 1,500万円) 以上予定価格23億円未満 (災害復旧工事及び防災対策工事: 設計金額3,000万円以上) (※)
指名競争入札	設計金額800万円 (建築一式: 1,500万円) 未満 (災害復旧工事及び防災対策工事: 設計金額3,000万円未満) (※)

(※) 災害復旧工事の特例

- ・ 応急復旧工事や緊急度が極めて高い本復旧工事については、随意契約を適用可能
- ・ 出水期や降雪期等の一定の期日までに完了させる必要がある本復旧工事であって、入札後審査型一般競争入札 (施工計画型又は実績確認型) に付す時間的余裕がないものについては、次の方式を適用可能
 - a 設計金額3千万円以上1億円未満の工事 : 指名競争入札
 - b 設計金額1億円以上の工事 : 簡易型総合評価落札方式 (実績確認型)

(改正案及び理由)

入札方式	対 象
一般競争入札	予定価格23億円以上 (WTO対象)
入札後審査型 一般競争入札	設計金額1,000万円 (建築一式: 1,500万円) 以上予定価格23億円未満 (災害復旧工事: 設計金額1億円以上、防災対策工事: 設計金額3,000万円以上) (※)
指名競争入札	設計金額1,000万円 (建築一式: 1,500万円) 未満 (災害復旧工事: 設計金額1億円未満、防災対策工事: 設計金額3,000万円未満) (※)

(※) 災害復旧工事の特例

- ・ 応急復旧工事や緊急度が極めて高い本復旧工事については、随意契約を適用可能
- 平成30年7月豪雨災害対応での実績を踏まえ、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」における運用を全ての災害復旧工事に拡充し、設計金額1億円未満の災害復旧工事 (「一定の期日に完了させる必要性」の有無は問わない。) は指名競争入札を適用

[理 由]

近年、大規模災害等が多発していることを踏まえ、迅速な災害復旧につなげるとともに、災害対応可能な建設業者の確保を図るため

《災害対応可能な建設業者の確保・減少防止》

[上記に伴う他の変更点]

- ・ 災害復旧工事に係る総合評価落札方式の適用対象外工事の拡大 (設計金額 3,000万円未満→1億円未満)
- ・ 災害復旧工事に係る最低制限価格制度の上限 (低入札価格調査制度の下限) の引上げ

(4) 落札者の決定方法の見直し

(現 状)

落札方式		対 象	
総合評価落札方式	標準型	WTO対象 (予定価格23億円以上)	
	簡易型	施工計画型	設計金額1億円以上 (※Aに掲げる工事を除く)
		実績確認型	設計金額3,000万円以上1億円未満 ※Aに掲げる工事 (※Bに掲げる工事を除く)
		簡易実績型	設計金額800万円 (建築一式: 1,500万円) 以上3,000万円未満 (災害復旧工事及び防災対策工事を除く)
価格競争		設計金額800万円 (建築一式: 1,500万円) 未満 ※Bに掲げる工事 (災害復旧工事 (※Bに掲げる工事を除く) 及び防災対策工事: 設計金額3,000万円未満)	

※A: ①設計金額1億円以上の在来工法による建築耐震改修工事
 ②設計金額1億円以上の災害復旧工事のうち、一定の期日までに完了させる必要がある本復旧工事
 ③設計金額1億円以上の工事のうち、技術的難易度が低く、簡易な施工計画を含む技術提案を評価することが適当でないと認められる工事

※B: 設計金額1億円未満の災害復旧工事のうち、一定の期日までに完了させる必要がある本復旧工事

(改正案及び理由)

落札方式		対 象	
総合評価落札方式	標準型	WTO対象 (予定価格23億円以上)	
	簡易型	施工計画型	設計金額1億円以上 (※に掲げる工事を除く)
		実績確認型	土木一式: 設計金額5,000万円以上1億円未満 建築一式: 設計金額6,000万円以上1億円未満 その他: 設計金額4,500万円以上1億円未満 (災害復旧工事を除く) ※に掲げる工事
		簡易実績型	土木一式: 設計金額1,000万円以上5,000万円未満 建築一式: 設計金額1,500万円以上6,000万円未満 その他: 設計金額1,000万円以上4,500万円未満 (災害復旧工事を除く) (防災対策工事における下限額: 設計金額3,000万円以上)
価格競争		土木一式、その他: 設計金額1,000万円未満 建築一式: 設計金額1,500万円未満 (災害復旧工事: 設計金額1億円未満) (防災対策工事: 設計金額3,000万円未満)	

※: ①設計金額1億円以上の在来工法による建築耐震改修工事
 ②設計金額1億円以上の災害復旧工事
 ③設計金額1億円以上の工事のうち、技術的難易度が低く、簡易な施工計画を含む技術提案を評価することが適当でないと認められる工事

○ 実績確認型の対象をA等級対象工事^(注)に限定

(注) 土木一式工事以外は、A等級対象工事のうち設計金額1億円未満の工事

[理由]

評価区分「企業の施工能力」の構成要素のうち、発注工事の内容に左右されず各企業の実績評価により得点が得られる工事成績評定点や優良工事表彰歴等は、業者の「持ち点」となり上位等級業者に有利に働く傾向があるところ、A等級業者も参入可能なB等級対象工事において、「持ち点」の影響を解消し、建設業者の規模・能力を踏まえた公平性の確保を図るため

《頑張る建設業者の育成》

- 平成30年7月豪雨災害対応での実績を踏まえ、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」における運用を全ての災害復旧工事に拡充し、設計金額1億円以上の災害復旧工事（「一定の期日に完了させる必要性」の有無は問わない。）は、施工計画型に代えて実績確認型を適用

[理由]

近年、大規模災害等が多発していることを踏まえ、迅速な災害復旧につなげるとともに、災害対応可能な建設業者の確保を図るため

《災害対応可能な建設業者の確保・減少防止》

(5) 入札参加要件において求める施工実績・従事経験の条件緩和等
(現 状)

区分	対 象	入札参加要件		総合評価	
		施工実績	従事経験	施工実績	従事経験
施工計画型	1億円以上 (仕木A、建築A、その他A)	○ (工種によっては×)	○ (工種によっては×)	○	○
実績確認型	3千万円以上 1億円未満 (仕木AB、建築AB、その他AB)	○ (工種によっては×)	○ (工種によっては×)	○	○
簡易実績型	8百万円 概千500万円以上 3千万円未満 (仕木C、建築C、その他BC)	○ (工種によっては×)	× (その他の1千5百万円以上は○)	×	○

(改正案及び理由)

区分	対 象	入札参加要件		総合評価	
		施工実績	従事経験	施工実績	従事経験
施工計画型	1億円以上 (仕木S、建築A、その他A)	× (工種によっては○)	× (工種によっては○)	○	○
実績確認型	5千万円 概千500万円 その他千500万円以上 1億円未満 (仕木A、建築A、その他A)	× (工種によっては○)	× (工種によっては○)	○	○
簡易実績型	1千万円 概千500万円以上 5千万円 概千500万円 その他千500万円未満 (仕木BC、建築BC、その他B)	× (工種によっては○)	× (工種によっては○)	○	○

- 入札参加要件において原則として求めていた施工実績・従事経験について、原則として非設定
- 一方、入札参加要件において施工実績・従事経験を求めない場合は、原則として総合評価で評価（これまで施工実績を評価していなかった簡易実績型においても、特例として評価）

[理 由]

施工実績・従事経験を有する業者が減少していることを考慮して、施工実績・従事経験の評価を「入札参加要件」から「総合評価」へシフトし、「頑張る建設業者」の受注機会の確保を図るとともに、工事の品質確保との両立を図るため
《頑張る建設業者の育成》

(参考1) 災害復旧工事に係る入札方式 (見直し前後 [土木一式工事])

○現行

設計金額	応急復旧工事	本復旧工事			左記以外
		緊急度が極めて高い本復旧工事等	一定の期日までに完了させる必要がある本復旧工事	左記以外の災害復旧工事及び防災対策工事	
1億円以上	年間維持契約の活用 随意契約	随意契約	入札後審査型 (実績確認型)	入札後審査型 (施工計画型)	入札後審査型 (施工計画型)
1億円未満 3千万円以上				入札後審査型 (実績確認型)	入札後審査型 (実績確認型)
3千万円未満 8百万円以上					入札後審査型 (簡易実績型)
8百万円未満					

○見直し後

設計金額	応急復旧工事	本復旧工事		防災対策工事	左記以外
		緊急度が極めて高い本復旧工事等	左記以外の本復旧工事		
1億円以上	年間維持契約の活用 随意契約	随意契約	入札後審査型 (実績確認型)	入札後審査型 (施工計画型)	入札後審査型 (施工計画型)
1億円未満 5千万円以上				入札後審査型 (実績確認型)	入札後審査型 (実績確認型)
5千万円未満 3千万円以上					入札後審査型 (簡易実績型)
3千万円未満 1千万円以上					
1千万円未満					

(参考2) 愛媛県におけるダンピング対策 (見直し前後)

	対 象	
	現 行	見 直 し 後
低入札価格 調査制度	〔総合評価落札方式により落札者を決定する工事〕 設計金額800万円 (建築一式: 1,500万円) 以上 (災害復旧工事及び防災対策工事: 設計金額 3,000万円以上)	〔総合評価落札方式により落札者を決定する工事〕 設計金額1,000万円 (建築一式: 1,500万円) 以上 (災害復旧工事: 設計金額1億円以上) (防災対策工事: 設計金額3,000万円以上)
最低制限 価格制度	〔総合評価落札方式によらずに落札者を決定する工事〕 設計金額800万円 (建築一式: 1,500万円) 未満 (災害復旧工事及び防災対策工事: 設計金額 3,000万円未満)	〔総合評価落札方式によらずに落札者を決定する工事〕 設計金額1,000万円 (建築一式: 1,500万円) 未満 (災害復旧工事: 設計金額1億円未満) (防災対策工事: 設計金額3,000万円未満)

2 総合評価落札方式の見直し

(1) 評価項目の見直し

① 「ISOマネジメントシステム等の取組み」の評価対象工事の見直し

(現 状)

[施工計画型：選択、実績確認型：必須]

評価内容	評価基準	配点
県内事業所におけるISO9000シリーズ・14000シリーズ、エコアクション21の認証取得の有無	ISO9000シリーズ及び14000シリーズを取得	5
	ISO9000シリーズ及びエコアクション21を取得	4
	ISO9000シリーズ又は14000シリーズを取得	3
	エコアクション21のみを取得	2
	いずれも取得なし	0

(改正案及び理由)

適用範囲を県内大手企業が対象となる「施工計画型」に限定

[理 由]

重複評価の解消を図るとともに、県内中小企業における認証取得・更新に係る多大な負担を解消するため

ただし、県内大手企業が相当な経費負担をして認証を取得・更新している状況は適切に評価する必要がある、また、ISO認証は工事の品質確保の上で一定の効用が認められることを踏まえ、県内大手企業を対象とする「施工計画型」においては適用を継続

《更なる公平性の確保と競争性の向上》

② 「設備等施工体制」の配点等の見直し

(現 状)

該当する工種（工事）の場合、次のとおり設定（対象は順次拡大）

ア 鋼橋・PC橋・水門樋門工事等で工場製作を伴う場合（平成20年度～）

評価内容	評価基準	配点
製作工場の有無	県内にあり	5
	県内になし	0

イ 作業船を用いる海上工事の場合

(主作業船の所有：平成20年度～〈主作業船の使用を追加：平成23年度～〉)

評価内容	評価基準	配点
所有する主作業船の有無又は使用	当該工事に要する能力以上の主作業船を所有又は所有する主作業船を当該工事で使用	5
	上記以外	0

ウ アスファルト舗装工事の場合 (平成25年度～)

評価内容	評価基準	配点
所有するアスファルトフィニッ シヤの使用	所有するアスファルトフィニッ シヤを当該工事で使用	5
	上記以外	0

エ 法面工事の場合 (平成25年度～)

評価内容	評価基準	配点
所有する法面工事主要機械の使 用	所有する法面工事主要機械を当該工事で使用	5
	上記以外	0

オ 工種が土木一式工事における一般土木の場合

(掘削系建設機械：平成26年度～、ダンプトラック：平成31(令和元)年度～)

評価内容	評価基準	配点
掘削系建設機械及びダンプトラ ック(最大積載量2t以上)の 所有の有無	掘削系建設機械及びダンプトラ ック(最大積載量2t以上) を所有	5
	掘削系建設機械を所有	3
	上記以外	0

カ 工種が解体工事の場合 (令和2年度～)

評価内容	評価基準	配点
所有する解体用重機の有無及び 使用	所有する解体用重機を当該工事で使用	5
	上記以外	0

(改正案及び理由)

○ 上記のうちア～ウについて、次のとおり見直し(エ～カは変更なし)

ア 鋼橋・PC橋・水門樋門工事等で工場製作を伴う場合
製作工場を有するときの配点を引上げ(5点→10点)

評価内容	評価基準	配点
製作工場の有無	県内にあり	10
	県内になし	0

[理由]

製作工場は建設機械と比較して、工場運営に伴う従業員配置などその維持に多額の費用を要していることを考慮
《業界の維持・発展》

イ 作業船を用いる海上工事の場合

作業船を用いるときの配点を引上げ(5点→10点)

評価内容	評価基準	配点
所有する主作業船の有無又は使 用	当該工事に要する能力以上の主作業船を所有又は所有する 主作業船を当該工事で使用	10
	上記以外	0

[理由]

作業船は建設機械と比較して、その維持に多額の費用を要していることを考慮
《業界の維持・発展》

ウ アスファルト舗装工事の場合

所有するアスファルトフィニッシャの使用に加え、アスファルトプラントの有無についても評価するとともに、アスファルトプラントの所有に係る配点を10点に設定

評価内容	評価基準	配点
アスファルトプラントの有無及び所有するアスファルトフィニッシャの使用	アスファルトプラントが県内にありかつ所有するアスファルトフィニッシャを当該工事で使用	15
	アスファルトプラントが県内にあり	10
	所有するアスファルトフィニッシャを当該工事で使用	5
	上記以外	0

[理由]

アスファルトプラントは舗装工事を行う上で不可欠なアスファルトの安定的な供給にあたって重要であること、及びアスファルトプラントは建設機械と比較して、プラント運営に伴う従業員配置などその維持に多額の費用を要していることを考慮
 <業界の維持・発展>

- 設備等施工体制を新たに簡易実績型においても評価

[理由]

設備等施工体制は災害対応等において重要な要素であることを考慮
 <災害対応可能な建設業者の確保・減少防止>

③ 「継続学習（CPD）の取組み」の評価基準の見直し

(現状)

評価内容	評価基準	配点
CPDの取得単位数	50ユニット以上	5
	40ユニット以上50ユニット未満	4
	30ユニット以上40ユニット未満	3
	20ユニット以上30ユニット未満	2
	10ユニット以上20ユニット未満	1
	10ユニット未満	0

(改正案及び理由)

施工計画型と実績確認型については、取得単位数の上限を引上げ（50ユニット→100ユニット。なお、簡易実績型については、現状のまま据え置き）

(施工計画型、実績確認型)

評価内容	評価基準	配点
CPDの取得単位数	100ユニット以上	5
	80ユニット以上100ユニット未満	4
	60ユニット以上80ユニット未満	3
	40ユニット以上60ユニット未満	2
	20ユニット以上40ユニット未満	1
	20ユニット未満	0

[理由]

既に50ユニット以上の取得単位数に達している技術者が増加（特に、A等級業者では、ほとんどの場合で現行の最高点（上限50ユニット）を獲得）している状況を踏まえ、更に競争性を高める必要があるため

《更なる公平性の確保と競争性の向上》

④ 「地理的要件」の評価基準の見直し

(現状)

[施工計画型]

評価内容	評価基準	配点 (土木一式)	配点 (その他)
同一市町内(管内)での本・支店、営業所の所在の有無	同一市町内にあり	15	10
	旧地方局管内にあり	10	7
	現地方局管内にあり	5	3
	上記以外	0	0

[実績確認型、簡易実績型]

評価内容	評価基準	配点 (土木一式)	配点 (その他)
同一市町内(管内)での本・支店、営業所の所在の有無 ^(※1)	同一市町内にあり	15	10
	旧地方局管内にあり ^(※2)	8	5
	上記以外	0	0

(※1) 土木一式工事のC等級対象工事(簡易実績型)にあつては、「同一市町内(管内)での本店の所在の有無」

(※2) 土木一式工事のC等級対象工事(簡易実績型)において非設定

(改正案及び理由)

土木一式工事のC等級対象工事(簡易実績型)においては、評価基準に旧市町村単位を採用

[土木一式工事のC等級対象工事(簡易実績型)]

評価内容	評価基準	配点
同一市町内(管内)での本・支店、営業所の所在の有無 ^(※)	同一旧市町村内にあり	15
	同一市町内にあり	8
	上記以外	0

(※) 土木一式工事のC等級対象工事(簡易実績型)にあつては、「同一旧市町村内(同一市町内)での本店の所在の有無」

[理由]

建設業者の減少に関して、既に旧市町村単位で建設業者の不在地域が生じており、更なる拡大が懸念される状況にあるところ、災害対応の観点からも地域の建設業者の維持が不可欠であることから、可能な限り旧市町村内における地元業者の受注機会の確保を図るため

《業界の維持・発展》

⑤ 「災害対応等の実績」の評価基準及び配点の見直し

(現 状)

[工種が土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事の場合]

評価内容	評価基準	配点
過去5か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績並びに過去2か年度の災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績	次の①～③までの全ての実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	10
	次の①～③までのいずれかの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	5
	上記以外	0

[工種が管工事の場合]

評価内容	評価基準	配点
過去5か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績	次の①、②いずれも実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績	10
	次の①、②いずれかの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績	5
	上記以外	0

(改正案及び理由)

工種が土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事の場合の配点を引き上げる(10点→15点)とともに、評価基準に「いずれか2つの実績あり」の場合の区分を追加(3段階評価→4段階評価)

[工種が土木一式、建築一式及び舗装の場合]

評価内容	評価基準	配点
過去5か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績並びに過去2か年度の災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績	次の①～③までの全ての実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	15
	次の①～③までのいずれか2つの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	10
	次の①～③までのいずれかの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	5
	上記以外	0

[理 由]

災害対応の重要性を考慮するとともに、平成30年7月豪雨災害における実績を踏まえ、災害対応等の状況をよりきめ細かく評価する必要があるため

《災害対応可能な建設業者の確保・減少防止》

(2) 評価区分及び区分ごとの配点の見直し

(現 状)

[土木一式工事の例]

評価区分	評価項目	施工計画型		実績確認型		簡易実績型				
		選択	換算	選択	換算	選択	換算			
施工計画	施工上配慮すべき事項	選択	30	/	/	/	/			
	工程管理に係る技術的所見	選択	30							
	品質管理に係る技術的所見	選択	30							
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	選択	10	選択	10	/	/			
	工事成績評定点	必須	20	必須	20					
	優良工事表彰歴	必須	10	必須	10					
	ISOマネジメントシステム等の取組み	選択	5	必須	5					
	設備等施工体制	選択	5	選択	5					
	災害時の事業継続力	必須	5	選択	5					
配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験	選択	10	選択	10	選択	10			
	主任(監理)技術者の保有する資格	選択	5	必須	5	必須	5			
	継続学習(CPD)の取組み	必須	5	必須	5	必須	5			
	若手技術者等の育成	必須	5	選択	5					
地理的要件	本・支店、営業所の有無	必須	15	1.5	必須	15	1.5	必須	15	
	地域貢献度	必須	10		必須	10		必須	10	
地域貢献度	災害対応等の実績	必須	5		必須	5		必須	5	
	公共土木施設愛護事業への参加実績	必須	5		必須	5		必須	5	
	年間維持工事等の契約実績	選択	10	2.0	選択	10	2.0			
	冬期路面対策工事の契約実績									
	県内下請業者の活用	必須	5		必須	5		必須	5	
合 計			215	20		125	10		55	10

(改正案及び理由)

[土木一式工事の例]

評価区分	評価項目	施工計画型		実績確認型		簡易実績型				
		選択	換算	選択	換算	選択	換算			
施工計画	施工上配慮すべき事項	選択	30	/	/	/	/			
	工程管理に係る技術的所見	選択	30							
	品質管理に係る技術的所見	選択	30							
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	選択	10	選択	10	選択	10			
	工事成績評定点	必須	20	必須	20					
	優良工事表彰歴	必須	10	必須	10					
	ISOマネジメントシステム等の取組み	選択	5							
	設備等施工体制									
	災害時の事業継続力									
配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験	選択	10	選択	10	選択	10			
	主任(監理)技術者の保有する資格	選択	5	必須	5	必須	5			
	継続学習(CPD)の取組み	必須	5	必須	5	必須	5			
	若手技術者等の育成									
技術力の維持・確保	設備等施工体制	選択	10	選択	10	選択	10			
	災害時の事業継続力	必須	5	必須	5					
	県内下請業者の活用	必須	5	1.5	必須	5	1.5	必須	5	
	若手技術者等の育成	必須	5		必須	5				
地理的要件	本・支店、営業所の有無	必須	15	1.0	必須	15	1.5	必須	15	
地域貢献度	災害対応等の実績	必須	15		必須	15		必須	15	
	公共土木施設愛護事業への参加実績	必須	5		必須	5		必須	5	
	年間維持工事等の契約実績	選択	10	2.0	選択	10	2.0			
	冬期路面対策工事の契約実績									
	県内下請業者の活用									
合 計			225	20		130	10		80	10

- 評価区分「企業の施工能力」から評価項目「設備等施工体制」及び「災害時の事業継続力」を、評価区分「配置予定技術者」から評価項目「若手技術者等の育成」を、評価区分「地域貢献度」から評価項目「県内下請業者の活用」を抜き出して取りまとめ、新たな評価区分「技術力の継続的な確保」として設定

[理由]
社会的資本整備を進める「地域の担い手」であり、また、災害時には最前線で住民の安全・安心を確保する「地域の守り手」である建設業者が将来に渡って継続的に維持されるために必要な取り組みや体制整備等に関する項目を適切に評価するため

《業界の維持・発展》

- 各評価区分の換算点について、次のとおり改める。

ア 「企業の施工能力」(3.5点→2.5点)と「配置予定技術者」(3.0→2.5点)の換算点をそれぞれ引き下げ、「技術力の継続的な確保」(0点→1.5点)に割り振り

イ ただし、施工計画型については、「地理的要件」の換算点を引き下げ(1.5点→1.0点)、「企業の施工能力」(アによる引下げ後2.5点→再配分3.0点)に割り振り

[理由]

評価区分「企業の施工能力」における企業の「持ち点」化の影響を緩和し競争性を高めるとともに、大手業者を対象とする施工計画型については、全県下での競争を促す必要があるため

《更なる公平性の確保と競争性の向上》

《頑張る建設業者の育成》

【 報 告 案 件 】

1 等級別格付けの見直し (令和3・4年度格付け～)

(経緯等)

県工事の入札参加資格に係る等級別格付けは2年ごとに実施しているところ、今回(令和3・4年度)については、入札・契約制度の抜本的改革の一環として、

- ① 経営事項審査や総合評価落札方式の評価項目などとの重複項目の見直し
- ② 災害対応の強化に係る取組みの評価
- ③ 担い手確保に係る取組みの評価

等の観点から、評価項目を見直した上で実施している。

なお、現在、各申請者から提出されたデータの集計、審査中であり、3月中の格付け決定を予定している。

(見直し内容)

(1) 「年間平均完成工事高」の廃止 《重複項目の見直し》

これまで、業種ごとの元請完成工事高又は総完成工事高により加点(上限150点)してきたが、これらは等級別格付けの基礎としている経営事項審査でも評価している。

この評価項目の重複が、受注実績の多い大手業者の優遇につながっていると認められるため、更なる公平性の確保を図るため、本加点項目を廃止する。

(2) 「県工事の業種別平均工事成績」における工事請負金額に応じた加点の廃止 《重複項目の見直し》

これまで、業種別平均工事成績に係る「工事成績評点」の算出にあたっては、請負金額や請負件数に応じた加点補正を行ってきたが、請負金額が大きい工事ほど工事成績評定点が高くなる傾向があり、結果として大手業者の優遇につながっていることを踏まえ、本補正措置を廃止する。

(3) 「ISO取得等」の廃止 《重複項目の見直し》

これまで、ISO(9000シリーズ・14000シリーズ)又はエコアクション21の認証を取得している場合に加点(ISO:10点、エコアクション:5点)してきたところ。

しかし、経営事項審査や総合評価落札方式と重複する項目であり、また、認証取得・更新に多額の経費を要することが、結果として大手業者に有利に働いていることを踏まえ、建設業者の規模・能力に応じた更なる公平性の確保と競争性の向上を図る観点から、本加点項目を廃止する。

(4) 「防災士等有資格者」の新設 《災害対応の強化》

近年の自然災害の頻発に鑑み、防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士（以下「防災士等」という。）の地域貢献が期待されること、また、防災士等の技能・経験は、災害対応力の強化につながることを期待されることから、新たに加点項目「地域貢献度」において、防災士等の資格を有する者が従業員にいる場合、その人数に応じて評価する（1名につき2点（上限10点））。

(5) 「若年層の入職促進の取組み」の新設 《担い手確保》

建設業界にとって喫緊の課題である担い手確保、特に若年者の入職促進につながる積極的な取組みを促進するため、新たに加点項目「担い手確保」において、「えひめジョブチャレンジU-15 事業受入事業者登録^{※1}」や「インターンシップの受け入れ又は出前講座等の取組み^{※2}」の取組みを評価する（えひめジョブチャレンジU-15 受入事業者登録：5点、インターンシップの受け入れ等：1回につき5点（上限10点））。

※1 中学生を対象とした「5日間連続同一企業」での職場体験事業（県教育委員会所管事業）

※2 従来、地域貢献度として評価していた内容であるが、本項目での評価に再編

(6) 「協力雇用主」の新設 《その他》

犯罪や非行をした者の就労を支援する協力雇用主[※]として保護観察所に登録している場合、再犯防止のための社会貢献に資することが期待されることから、本加点項目（5点）を新設する。

※ 犯罪・非行等の前歴のため定職に就くことが困難な者を雇用し、改善更生に協力する民間事業主（法務省所管事業）

令和3・4年度定期格付けにおける評価項目（主観点）の見直し [新旧対照]

評価項目	31・32定期格付 (旧)	3・4定期格付 (新)
工事实績評価	・年間平均完成工事高	廃止
技術力・工事施工・ 災害対応能力評価	①県工事の業種別平均工事成績	工事請負金額に応じた加点を廃止（上限150点は変更なし）
	②技術者数	経営事項審査の評価対象見直しに合わせて、能力評価基準レベル3・4の技能者を評価対象に追加
	③継続学習制度	—
	④表彰受賞歴	—
	⑤ISO取得等	廃止
	⑥建設業労働災害防止協会加入	—
	⑦第三者賠償責任補償保険加入	—
	⑧建設機械の保有・活用状況	—
社会性	①地域貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士を評価（1人2点：上限10点）【新規】 ・H30年7月豪雨災害時の活動を評価するため、応急対策業務等の評価期間を延長（過去2年→3年） ・新型コロナウイルス感染症による活動制限を踏まえ、地域貢献活動の評価期間を延長（過去2年→3年）
	②担い手確保	<ul style="list-style-type: none"> ・入職促進として、ジョブチャレ受入事業所等登録（5点）やインターンシップ受入れ等の取組み（1回5点：上限10点）を評価【新規】 ・インターンシップ受入等の取組みについては、新型コロナウイルス感染症による活動制限を踏まえ、評価期間を本来の期間から延長（過去2年→3年）
	③労働福祉	—
		④協力雇用主【新規】 保護観察所に協力雇用主として登録している場合に加点（5点）
コンプライアンス	・不当要求防止活動	新型コロナウイルス感染症による活動制限を踏まえ、評価期間を延長（過去3年7カ月→4年7カ月）
減点評価	①入札参加資格停止措置	—
	②建設業法に基づく監督処分	—

2 書類への押印又は署名の見直し (令和3年度～)

(経緯等)

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、規制改革推進会議(内閣府)において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しが進められている。

行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しは、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止だけでなく、業務そのものの見直しや効率化、行政サービスの効率的・効果的な提供に資するものとして、地方公共団体においても積極的に取り組むことが期待されている。

これを受けて、本県においても、令和2年11月11日付けで「書類への押印又は署名の見直し方針」(以下「押印等見直し方針」という。)を策定し、法律や条例等で書類への押印又は署名が義務付けられているもの等を除き、書類への押印及び署名を段階的に見直すこととしている。

(見直し内容)

県発注工事の入札・契約に係る書類についても、押印等見直し方針を踏まえ、契約書(地方自治法第234条第1項で押印義務付け)を除き、原則として押印を廃止する。

ただし、入札・契約に関する書類には、愛媛県会計規則において支出の根拠資料として位置づけられているものも含まれるため、押印廃止の適否について、引き続き検討する。

3 入札・契約制度の特例措置【入札不調対策】の継続（令和3年4月～） （経緯等）

近年、建設業界は、建設需要の高まりにより、全国的に人手不足となっており、本県でも技術者等が不足する状況を踏まえ、平成25年2月から、入札不調対策に係る特例措置を実施しているところである。

この特例措置について、近年頻発している大規模災害からの復旧・復興工事等による建設需要の高まりから、全国的に建設業界は人手不足となっており、本県でも技術者等の不足による入札不調の懸念が依然としてある。

加えて、国の令和2年度第3次補正予算を皮切りに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、令和3年度以降も相当程度の額が引き続き予算計上されることが見込まれることから、現在の特例措置について、引き続き令和3年度においても適用することとした。

なお、配置予定技術者の入札参加要件に係る特例措置（C等級対象工事（土木・建築3,000万円未満、その他1,500万円未満）については、配置予定技術者の従事経験を求めない。）は、「入札参加要件において求める施工実績・従事経験の条件緩和」（諮問案件1（5）参照）に伴い廃止する。

○ 入札不調（応札者なし）の状況（土木部発注工事）（単位：件）

年度	入札成立	入札不調	
	件数	件数	率
令和元年度	2,402	100	4.0%
令和2年度（12月末）	1,813	28	1.5%

○ 令和2年度月別入札不調（応札者なし）の状況（土木部発注工事）（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
入札不調件数	0	2	5	2	0	10	0	4	5	28
入札成立件数	331	145	179	193	215	334	82	180	154	1,813
入札不調率	0.0%	1.4%	2.8%	1.0%	0.0%	3.0%	0.0%	2.2%	3.2%	1.5%

(特例措置の内容)

(1) 主任技術者の兼任要件の緩和 (建設業法施行令第27条第2項の取扱) 【継続】

※建設業法により専任を要する3,500万円(建築7,000万円)以上の工事

工事現場の相互の間隔が10km以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する2件の工事については兼任を認める。(H26年2月3日付け国通知)

(2) 現場代理人に係る緩和 【継続】

① 兼任要件の緩和

(ただし、本県工事以外の工事との兼任は、該当する発注機関の承諾がある場合に限る。)

ア 以下の要件を全て満たす場合

(ア) 設計金額

3,500万円未満(建築7,000万円)

(イ) 件数

3件以内(ただし、県工事以外の工事と兼任する場合は2件まで)

(ウ) 現場間の距離

30分以内又は同一建設部・土木事務所管内

イ 建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、2件まで兼任を認める。

② 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

変更日の前日以前に直接的雇用関係があること。

(3) 入札者数の取扱いの緩和 【継続】

全ての入札(工事及び業務委託)について、1者応札を有効とする。

(4) 相指名業者への下請制限の緩和 【継続】

受注者からの申請により、同一の入札参加者への下請を原則承認

(5) 配置予定技術者の入札参加要件の緩和 【廃止】

C等級対象工事(土木・建築3,000万円未満、その他1,500万円未満)については、配置予定技術者の従事経験を求めない。

4 平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事における特例措置等の見直し

(～令和3年3月31日)

(経緯等)

平成30年7月に発生した西日本豪雨災害では、県内各地で甚大な被害を受けたことから、迅速かつ確実な本復旧のために、被災地域や建設業者等の状況を踏まえ、入札・契約制度に係る特例措置等(別紙1)を順次実施してきたところである。

これらの取組みの結果、西日本豪雨災害に係る災害復旧事業の執行状況は、市町発注工事(南予地域)における受注者確保が依然として課題として残るものの、県発注工事では概ね発注が完了した。

(見直し内容)

以上の状況を踏まえ、平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事における特例措置については、令和2年度限りで廃止する。

なお、未完成工事への対応及び市町工事で課題となっている受注者確保対策の観点から、一定の経過措置を設ける。

[経過措置の概要は、別紙2のとおり]

(別紙1)

平成30年7月豪雨災害に伴う特例措置

1 災害復旧における入札契約方式の適用

平成30年7月豪雨災害からの一日も早い復旧・復興のため、平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事については、愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領第3条第2号並びに愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領第3条第2項第2号及び同条第4項第2号の規定に基づき、災害復旧における入札契約方式を適用している。

	設計金額 800万円	3千万円	1億円
通常工事 (土木一式工事の場合)	指名競争入札	入札後審査型一般競争入札 (総合評価落札方式)	
		簡易実績型	実績確認型
7月豪雨災害に係る 災害復旧工事	指名競争入札		入札後審査型一般競争入札 (総合評価落札方式)
			実績確認型

(復興JV)

2 愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体の活用

対象工事	内容	「平成30年7月豪雨災害」に係る復旧・復興工事
	対象	設計金額1億円以上の土木一式工事
復興JVの要件	構成員数	2者又は3者
	格付	代表者：A等級 代表者以外の構成員：A又はB等級 ※いずれも土木一式工事の格付
	構成員要件	県内に本店を有する者であること 土木一式工事について元請としての施工実績を有する者
	代表者	八幡浜土木事務所、大洲土木事務所、西予土木事務所又は南予地方局建設部管内に本店を有する建設業者
代表者以外の構成員	代表者が本店を有する地方局建設部又は土木事務所管外に本店を有する県内建設業者	

3 主任技術者の専任要件及び現場代理人の常駐義務の特例措置

(1) 主任技術者の専任要件の緩和

「平成30年7月豪雨災害」に係る災害復旧工事を含む場合は、工事現場間相互の間隔が10km程度以内の工事3件について兼任を認める。

(2) 現場代理人の設置に係る取扱いの緩和

兼任する工事のいずれかが災害復旧工事である場合は、現場代理人の取扱いを次のとおりとする。

- 設計金額要件の緩和
設計金額に関わらず兼任可能

- 兼任件数の緩和
現場代理人1人に対して5件以内（うち、災害復旧工事に該当しない工事は3件以内）
- 現場間の距離要件の緩和
現場間の移動時間が60分以内又は同一地方局管内

4 主任（監理）技術者の恒常的な雇用関係の特例措置

技術者が著しく不足する状況にあり、やむを得ないと認められた建設業者に対しては、復旧・復興JV対象工事の代表者以外の構成員として技術者を配置する場合又は設計金額1億円未満の平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事で技術者を配置する場合に限り、主任（監理）技術者の専任での配置を要する工事であっても、入札者と技術者の3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を求めないこととする。

5 配置技術者の途中交代の特例措置

下記の要件をすべて満たす場合に限り途中交代を認める。

- ① 新たに配置を検討している工事が、平成30年7月豪雨に係る災害関連工事であること。
- ② 配置技術者の途中交代を検討している既存工事が、指名競争入札により落札した工事であること。
- ③ 既存工事の途中交代をしなければ、当該建設業者に災害関連工事へ配置可能な技術者がいない状況であること。
- ④ 途中交代により既存工事の品質確保等に支障がないと認められること。

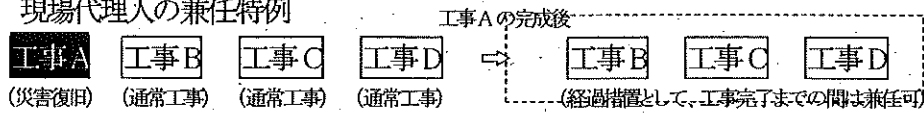
(別紙2)

平成30年7月豪雨災害関連特例措置の廃止に伴う経過措置

1 契約済の災害復旧工事に関する経過措置

災害復旧工事の完了により特例措置の要件を満たさなくなった場合、満たさなくなった時点で兼任していた工事完了までの間に限り、引き続き兼任することを認める。(これまでと同様)

(例) 現場代理人の兼任特例



2 新たに災害復旧工事を受注する場合における経過措置

災害復旧工事(他機関(市町等)発注工事を含む。平成30年7月豪雨災害に係るものに限る。)が含まれる場合に限り、これら災害復旧工事が完了するまでの間、経過措置^{※1}・^{※2}を適用

(1) 主任技術者の専任要件の緩和 【廃止前と同様】

「平成30年7月豪雨災害」に係る災害復旧工事等を含む場合は、工事現場間相互の間隔が10km程度以内の工事3件について兼任可

(2) 現場代理人の設置に係る取扱いの緩和 【廃止前と同様】

兼任する工事のいずれかが災害復旧工事等である場合は、現場代理人の設置に係る取扱いを次のとおり緩和

- 設計金額要件の緩和
設計金額に関わらず兼任可能
- 兼任件数の緩和
現場代理人1人に対して5件以内(うち、災害復旧工事等に該当しない工事は3件以内)
- 現場間の距離要件の緩和
現場間の移動時間が60分以内又は同一地方局管内

(3) 主任(監理)技術者の恒常的な雇用関係の特例措置 【一部縮小】

技術者が著しく不足する状況にあり、やむを得ないと認められた建設業者に対しては、設計金額1億円未満の平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事で技術者を配置する場合^{※2}に限り、主任(監理)技術者の専任での配置を要する工事であっても、入札者と技術者の3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を求めないこととする。

(4) 配置予定技術者の途中交代の特例措置 【廃止前と同様】

下記の要件をすべて満たす場合に限り途中交代を認める。

- ① 新たに配置を検討している工事が、平成30年7月豪雨に係る災害関連工事であること。
- ② 配置技術者の途中交代を検討している既存工事が、指名競争入札により落札した工事であること。
- ③ 既存工事の途中交代をしなければ、当該建設業者に災害関連工事へ配置可能な技術者がいない状況であること。
- ④ 途中交代により既存工事の品質確保等に支障がないと認められること。

※1 「災害復旧における入札契約方式の適用」については、今回の制度改革により、災害復旧工事全般に適用を拡充した。(諮問事項1(4)・(5)参照)

※2 「愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体の活用」については、廃止に伴う経過措置を設けない。